

受理番号 (訪ベ I 1) 号

受付年月日 年 月 日 決定年月日 年 月 日

訪問看護ベースアップ評価料(I)の施設基準に係る届出書添付書類

1 訪問看護ステーションコード(7桁)

9999999

訪問看護ステーション名

●●訪問看護ステーション

訪問看護ステーションコードを7桁で入力してください(7桁以外の数字だとエラーが出ます)

ステーション名を記載してください

2 届出を行う評価料

訪問看護ベースアップ評価料(I)

届出を行う場合はチェックしてください

3 対象職員(常勤換算)数

10.0 人

対象職員(常勤換算)数を入力します

- ※ 対象職員とは、主として医療に従事する職員(専ら管理者の業務に従事する者及び事務職員を除く。)をいう。
- ※ 0以上の数であること。

【言】 「訪問看護ベースアップ評価料(I)の施設基準に係る届出書添付書類」の入力は終わりです。
次に、

- ・ 訪問看護ベースアップ評価料(II)を算定しないステーションは、「(参考) _賃金引き上げ計画書作成のための計算シート」の入力を行います。 [⇒5ページへ](#)
- ・ 訪問看護ベースアップ評価料(II)を算定するステーションは、「別紙様式11_訪問看護ベースアップ評価料(II)」の入力を行います。 [⇒7ページへ](#)

賃金引き上げ計画書作成のための計算シート
(訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)を算定しない訪問看護ステーション向け)

1 訪問看護ステーションコード(7桁)

訪問看護ステーション名

緑色の箇所は記載不要
(関連する箇所を記載
すると自動的に記載さ
れます) 他の緑色の箇
所も同じです。

2 該当する届出

算出を行う月

新規 区分変更

3月 6月 9月 12月

※ 新規の場合、届出月以前で最も近い月をチェックすること。

該当する区分を選択し
ます

算出を行う月を選択し
ます。例えば、6月か
ら算定を開始する場合
は、「3月」を選択し
ます。

3 対象職員の給与総額、訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)により算定される点数の見込み、【A】の値

(1) 算出の際に用いる「対象職員の給与総額」等の期間

① 算出の際に用いる「対象職員の給与総額」の対象となる期間

前年3月～2月 前年6月～5月 前年9月～8月 前年12月～11月

② 算出の際に用いる訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)・医療保険の利用者割合の対象となる期間

前年12月～2月 3月～5月 6月～8月 9月～11月

(2) 対象職員の給与総額

| 給与対象月 | 対象職員の給与総額 | 給与対象月 | 対象職員の給与総額 |
|---------|------------|----------|------------|
| 2023年3月 | 3,000,000円 | 2023年9月 | 3,000,000円 |
| 2023年4月 | 3,000,000円 | 2023年10月 | 3,000,000円 |
| 2023年5月 | 3,000,000円 | 2023年11月 | 3,000,000円 |
| 2023年6月 | 3,000,000円 | 2023年12月 | 3,000,000円 |
| 2023年7月 | 3,000,000円 | 2024年1月 | 3,000,000円 |
| 2023年8月 | 3,000,000円 | 2024年2月 | 3,000,000円 |

各月の対象職員の給与
総額を記載します。

1月当たり給与総額 円 (前回届出時 円)

- ※ 給与対象月は3(1)①の期間を記載すること。
- ※ 「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること。(ただし、役員報酬については除く。) また、本評価料による賃金引上げ分については、含めないこと。
- ※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

(3) 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)の算定回数・金額の見込み

① 訪問看護管理療養費(月の初日の訪問の場合)の算定回数

| 算定月 | 訪問看護管理療養費 (月の初日の訪問の場合) |
|----------|---------------------------|
| 2023年12月 | 100回 |
| 2024年1月 | 100回 |
| 2024年2月 | 100回 |

各月の訪問看護管理療
養費(月の初日の訪問
の場合)の算定回数を
記載してください

1月当たり算定回数 回 (前回届出時 回)

- ※ 算出対象となる期間(算定月)は6(1)②の期間を記載すること。各月に算定した訪問看護管理療養費(月の初日の訪問の場合)の算定回数を記載すること。
- ※ 自費の訪問看護のみの利用者については、計上しないこと。公費負担医療や労災保険制度等、指定訪問看護の費用額算定表に従って訪問看護療養費が算定される利用者については、計上すること。
- ※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

②算定される金額の見込み

訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)の算定回数見込み

100.0 回 (前回届出時 0.0 回)

訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)の算定により算定される金額の見込み

78,000 円 (前回届出時 0 円)

(4) 医療保険の利用者割合(対象期間の1月当たりの平均)

| 算定月 | 医療保険の実利用者数 | 介護保険の実利用者数 |
|------------|------------|------------|
| 2023年12月 | 200人 | 200人 |
| 2024年1月 | 200人 | 200人 |
| 2024年2月 | 200人 | 200人 |
| 1月当たりの利用者数 | 200人 | 200人 |

各月の医療保険の実利用者数を記載してください

各月の介護保険の実利用者数を記載してください

医療保険の利用者割合 50.0% (前回届出時)

- ※ 算出対象となる期間(算定月)は6(1)②の期間を記載すること。
- ※ 同一月に医療保険と介護保険の両者から訪問看護を受けた利用者は、医療保険の利用者として集計すること。

(5) 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)により行われる給与の改善率

5.20% (前回届出時 #DIV/0!)

【記載上の注意】

- 「3(2)」の「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること(ただし「(参考) 賃金引き上げ計画書作成のための計算シート」の入力は終わりです。次に、
 - 「(別添1) 賃金改善計画書(訪問看護ステーション)」の入力を行います。 ⇒10ページへ

受理番号 (訪ベⅡ) 号

受付年月日 年 月 日

決定年月日 年 月 日

訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)の施設基準に係る届出書添付書類 (新規・3、6、9、12月の区分変更)

1 訪問看護ステーションコード(7桁) 9999999
 訪問看護ステーション名 ●●訪問看護ステーション

2 届出を行う評価料

訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)

届出を行う場合は
チェックしてください

3 該当する届出

算出を行う月(届出基準別表3を参照)

新規
 区分変更 (3月 6月 9月 12月)

該当する区分を選択
します

※ 新規の場合、届出月以前で最も近い月をチェックすること。
 ※ 例えば令和6年6月より算定を開始する場合、令和6年3月に算出を行う。

算出を行う月を選択
します。例えば、6月か
ら算定を開始する場
合は、「3月」を選択
します。

4 対象職員(常勤換算)数

10.0 人

※ 原則2.0人以上であるが、以下の項目に該当する場合はその限りではない。
 対象職員(常勤換算)数が2.0人未満の場合、特定地域に所在する訪問看護ステーションに該当するか。

対象職員(常勤換算)
数を入力します

5 社会保険診療等に係る収入金額(※)の合計額が、総収入の80/100を超えること。

※ 【記載上の注意】4を参照

該当する場合はクリッ
クして☑にします。

6 対象職員の給与総額、訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)により算定される点数の見込み、訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)の区分の上限を算出する値【A】

(1)算出の際に用いる「対象職員の給与総額」等の期間

①算出の際に用いる「対象職員の給与総額」の対象となる期間(上記「3」の入力に連動)

前年3月～2月 前年6月～5月 前年9月～8月 前年12月～11月

②算出の際に用いる訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)・医療保険の利用者割合の対象となる期間

【算出の際に用いる「訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)の対象期間】(上記「3」の入力に連動)

前年12月～2月 3月～5月 6月～8月 9月～11月

該当する場合はクリッ
クして☑にします。

(2)対象職員の給与総額

| 給与対象月 | 対象職員の給与総額 | 給与対象月 | 対象職員の給与総額 |
|---------|------------|----------|------------|
| 2023年3月 | 5,000,000円 | 2023年9月 | 5,000,000円 |
| 2023年4月 | 5,000,000円 | 2023年10月 | 5,000,000円 |
| 2023年5月 | 5,000,000円 | 2023年11月 | 5,000,000円 |
| 2023年6月 | 5,000,000円 | 2023年12月 | 5,000,000円 |
| 2023年7月 | 5,000,000円 | 2024年1月 | 5,000,000円 |
| 2023年8月 | 5,000,000円 | 2024年2月 | 5,000,000円 |

各月の対象職員の給与
総額を記載します。

1月当たり給与総額 5,000,000 円 (前回届出時 円)

※ 給与対象月は6(1)①の期間を記載すること。
 ※ 「対象職員の給与総額」については、賞与や法定福利費等の事業主負担分を含めた金額を計上すること。(ただし、役員報酬については除く。)また、本評価料による賃金引上げ分については、含めないこと。
 ※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

(3) 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)の算定回数・金額の見込み

①訪問看護管理療養費(月の初日の訪問の場合)の算定回数(実績)

| 算定月 | 訪問看護管理療養費 (月の初日の訪問の場合) |
|----------|---------------------------|
| 2023年12月 | 75回 |
| 2024年1月 | 75回 |
| 2024年2月 | 75回 |

各月の訪問看護管理療養費(月の初日の訪問の場合)の算定回数を記載してください

1月当たり算定回数 75.0 回 (前回届出時 回)

- ※ 算出対象となる期間(算定月)は6(1)②の期間を記載すること。各月に算定した訪問看護管理療養費(月の初日の訪問の場合)の算定回数を記載すること。
- ※ 自費の訪問看護のみの利用者については、計上しないこと。公費負担医療や労災保険制度等、指定訪問看護の費用額算定表に従って訪問看護療養費が算定される利用者については、計上すること。
- ※ 新規届出時は前回届出時欄への記載は不要。

②算定される金額の見込み

訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)の算定回数見込み

75.0 回 (前回届出時 0.0 回)

訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)の算定により算定される金額の見込み

58,500 円 (前回届出時 0 円)

(4) 医療保険の利用者割合(対象期間の1月当たりの平均)

| 算定月 | 医療保険の実利用者数 | 介護保険の実利用者数 |
|------------|------------|------------|
| 2023年12月 | 400人 | 10人 |
| 2024年1月 | 400人 | 10人 |
| 2024年2月 | 400人 | 10人 |
| 1月当たりの利用者数 | 400人 | 10人 |

各月の医療保険の実利用者数を記載してください

各月の医療保険の実利用者数を記載してください

医療保険の利用者割合 97.6% (前回届出時)

- ※ 算出対象となる期間(算定月)は6(1)②の期間を記載すること。
- ※ 同一月に医療保険と介護保険の両者から訪問看護を受けた利用者は、医療保険の利用者として集計すること。

(5) 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)により行われる給与の改善率

1.19% (前回届出時 #DIV/0!)

(6) 【A】の値

0.5 (前回届出時)

$$【A】= \frac{\text{対象職員の給与総額} \times \text{医療保険の利用者割合} \times 1 \text{分} 2 \text{厘} - \text{訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)}}{\text{訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)の算定回数見込み}}$$

7 前回届け出た時点との比較

- 前回届出時と比較して、
- 対象職員の給与総額(6(2))の変化は1割以内である。
 - 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅰ)により算定される金額の見込み(6(3))の変化は1割以内である。
 - 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)の算定回数の見込み(6(3))の変化は1割以内である。
 - 【A】の値(6(5))の変化は1割以内である。

※ 上記全てに該当する場合、区分変更は不要。

8 6により算出した【A】に基づき、該当する区分

(1) 算定が可能となる区分

訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)1

(2) 届出する区分(いずれかを選択)

| | |
|----------------------------------|--------------------|
| <input type="radio"/> | 届出なし |
| <input checked="" type="radio"/> | 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)1 |
| <input type="radio"/> | 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)2 |
| <input type="radio"/> | 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)3 |
| <input type="radio"/> | 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)4 |
| <input type="radio"/> | 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)5 |
| <input type="radio"/> | 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)6 |
| <input type="radio"/> | 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)7 |
| <input type="radio"/> | 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)8 |
| <input type="radio"/> | 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)9 |
| <input type="radio"/> | 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)10 |
| <input type="radio"/> | 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)11 |
| <input type="radio"/> | 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)12 |
| <input type="radio"/> | 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)13 |
| <input type="radio"/> | 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)14 |
| <input type="radio"/> | 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)15 |
| <input type="radio"/> | 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)16 |
| <input type="radio"/> | 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)17 |
| <input type="radio"/> | 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)18 |

算定が可能となる区分が表示されます。また、算定不可となった場合は、届出を行うことはできませんので、本様式の記載は不要です。

算定が可能となる区分に基づき、届出する区分を選択します。算定不可となった場合は、届出を行うことはできませんので、本様式の記載は不要です。

【記載上の注意】

- 1 訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)の届出を行う場合は、別添2「賃金改善計画書」を添付すること。
- 2 「4」については、届出時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。
常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該訪問看護ステーションにおいて定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数(当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1)とする。
- 3 「4」の特定地域とは、「基本診療料の施設基準等」別表第六の二に掲げる地域を指すこと。
- 4 「5」の「社会保険診療等に係る収入金額」については、社会保険診療報酬のほか、労災保険制度等の収入が含まれる。

「訪問看護ベースアップ評価料(Ⅱ)の施設基準に係る届出書添付書類」の入力は終わりです。

次に、

- ・ 「(別添1) 賃金改善計画書(訪問看護ステーション)」の入力を行います。 [⇒10ページへ](#)

また、本評価料による賃金引上げ分については、含めないこと。

- 6 「7」のいずれにも該当する場合は、区分の変更を行わないものとする。

別添 1

(訪問看護ステーション) 賃金改善計画書 (令和 年度分)

訪問看護ステーションコード (7桁)
訪問看護ステーション名

●●訪問看護ステーション

届出を行う年度を記載
します。

I. 賃金引上げの実施方法及び賃金改善実施期間等

① 賃金引上げの実施方法

令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。
 令和6年度及び令和7年度において、段階的な引上げを行う。

賃金引上げの実施方法
を選択します。

② 賃金改善実施期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月 ケ月

※ 令和7年度の賃金改善期間の終期については、令和8年3月を原則とするが、令和8年4月及び5月についても、ベースアップ評価料を算定し、賃金引き上げを維持することを前提とすること。

賃金改善実施期間を入力
します。最長12ヶ月
であり、終期は翌年
の3月となります。

③ ベースアップ評価料算定期間

令和 年 月 ~ 令和 年 月 ケ月

※ 「③ベースアップ評価料算定期間」中は、常にベースアップを実施する必要がある。
※ ベースアップとは、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げ(以下、「ベア等」という)をいい、定期昇給は含まない。
※ また、ベア等にはベア等を実施することにより連動して引き上がる賞与や時間外手当、法定福利費等の事業主負担の増額分についても含むこととする。なお、業績に連動して引き上がる賞与分については含まない。

ベースアップ評価料の
算定期間を入力しま
す。最長12ヶ月で
すが、令和6年度にお
いては、6月以降に算
定可能となり、終期
は翌年の3月とな
ります。

II. 訪問看護ベースアップ評価料(II)の届出有無

有

※ 訪問看護ベースアップ評価料(II)を届け出ない場合は、以下④の「訪問看護ベースアップ評価料(I)による算定金額の見込み」及び「訪問看護ベースアップ評価料(I)の算定により算定される点数の見込み」は「(参考)賃金引き上げ計画書作成のための計算シート(訪問看護ベースアップ評価料(II)を算定しない訪問看護ステーション向け)」により計算を行うこと

届出を行う場合は
チェックしてください

III-1. ベースアップ評価料による算定金額の見込み

| | |
|---|-----------|
| ④ 算定金額の見込み | 592,500 円 |
| 訪問看護ベースアップ評価料(I)による算定金額の見込み | 585,000 円 |
| 訪問看護ベースアップ評価料(II)による算定金額の見込み | 7,500 円 |
| 訪問看護ベースアップ評価料(II)の区分及び点数 (訪問看護ベースアップ評価料(II)1) | 10 円 |
| 訪問看護ベースアップ評価料(II)の算定回数の見込み | 750 回 |
| ⑤ 令和7年度への繰越予定額 (令和6年度届出時のみ記載) | 92,500 円 |
| ⑥ 前年度からの繰越額 (令和7年度届出時のみ記載) | 0 円 |
| ⑦ 算定金額の見込み (繰越額調整後) (④-⑤+⑥) | 500,000 円 |

※ 「⑦算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充て、下記の「⑨うち、ベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。

別紙様式11に入力した
結果が反映されていま
す。⑤、⑥について、
予定している場合、該
当がある場合に入力し
ます。

Ⅲ-2. 全体の賃金改善の見込み額

| | |
|---------------------------------|-------------|
| ⑧全体の賃金改善の見込み額 | 1,000,000 円 |
| ⑨うち、ベースアップ評価料による算定金額の見込み (⑦の再掲) | 500,000 円 |
| ⑩うち、⑨以外によるベア等実施分 | 380,000 円 |
| ⑪うち、定期昇給相当分 | 120,000 円 |
| ⑫うち、その他分 (⑧-⑨-⑩-⑪) | 0 円 |

計画書中の※記載に基づき、⑧⑩⑪を入力します。

- ※ 「⑧全体の賃金改善の見込み額」については、賃金改善実施期間において、「賃金の改善措置が実施されなかった場合の給与総額」と、「賃金の改善措置が実施された場合の給与総額」との差分により判断すること。
- ※ 「⑨うち、ベースアップ評価料による算定金額の見込み」については、対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費(事業者負担分等を含む)等の増加分に充てること。
- ※ 「⑩うち、⑨以外によるベア等実施分」については、訪問看護ステーションにおける経営上の余剰等を届け出ることにより、当該年度においてベア等を実施した分を記載すること。
- ※ 「⑪うち、定期昇給相当分」については、賃金改善実施期間において定期昇給により改善する賃金額を記載すること。
なお、定期昇給とは、毎年一定の時期を定めて、組織内の昇給制度に従って行われる昇給のことをいい、ベア等実施分と明確に区別できる場合にのみ記載すること。
- ※ 「⑫うち、その他分」については、賃金改善実施期間において、定期昇給やベア等によらない、一時金による賃金改善額となること。

以下、基本給等総額、給与総額についてはそれぞれ1ヶ月当たりの額を記載してください。

Ⅳ. 対象職員(全体)の基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)に係る事項

| | |
|--------------------------------------|-------------|
| ⑬対象職員の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) | 10.0 人 |
| 医療保険の利用者割合 | 97.6% |
| 賃金改善する前の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月) | 5,000,000 円 |
| ⑭賃金改善する前の医療保険の利用者割合を乗じた対象職員の基本給等総額 | 4,878,049 円 |
| 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月) | 5,083,333 円 |
| ⑮賃金改善した後の医療保険の利用者割合を乗じた対象職員の基本給等総額 | 4,959,350 円 |
| ⑯⑭に対する基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(⑮-⑭) | 81,301 円 |
| ⑰うち、定期昇給相当分 | 10,000 円 |
| ⑱うち、ベア等実施分 | 71,301 円 |
| ⑲ベア等による賃金増率(⑱÷⑭) | 1.5% |

対象職種全体と、各職種の基本給、給与総額に係る事項をそれぞれ入力します。
ここでいう基本給とは、労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法による支給額をいいます。

Ⅴ. 看護職員等(保健師、助産師、看護師及び准看護師)の基本給等に係る事項

| | |
|--------------------------------------|-------------|
| ⑳看護職員等の常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) | 7.0 人 |
| 医療保険の利用者割合 | 97.6% |
| 賃金改善する前の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月) | 3,500,000 円 |
| ㉑賃金改善する前の医療保険の利用者割合を乗じた対象職員の基本給等総額 | 3,414,634 円 |
| 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月) | 3,558,333 円 |
| ㉒賃金改善した後の医療保険の利用者割合を乗じた対象職員の基本給等総額 | 3,471,545 円 |
| ㉓㉒に対する基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(㉒-㉑) | 56,911 円 |
| ㉔うち、定期昇給相当分 | 7,000 円 |
| ㉕うち、ベア等実施分 | 49,911 円 |
| ㉖ベア等による賃金増率(㉕÷㉑) | 1.5% |

Ⅵ. 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の基本給等に係る事項

| | |
|--------------------------------------|-----------|
| ㉗PT・OT・STの常勤換算数(賃金改善実施期間(②)の開始月時点) | 1.0 人 |
| 医療保険の利用者割合 | 97.6% |
| 賃金改善する前の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月) | 500,000 円 |
| ㉘賃金改善する前の医療保険の利用者割合を乗じた対象職員の基本給等総額 | 487,805 円 |
| 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額(賃金改善実施期間(②)の開始月) | 508,333 円 |
| ㉙賃金改善した後の医療保険の利用者割合を乗じた対象職員の基本給等総額 | 495,935 円 |
| ㉚㉘に対する基本給等に係る賃金改善の見込み額(1ヶ月分)(㉙-㉘) | 8,130 円 |
| ㉛うち、定期昇給相当分 | 1,000 円 |
| ㉜うち、ベア等実施分 | 7,130 円 |
| ㉝ベア等による賃金増率(㉜÷㉘) | 1.5% |

| | |
|---------------------------------------|------------|
| VII. 看護補助者の基本給等に係る事項 | |
| ③④看護補助者の常勤換算数（賃金改善実施期間（②）の開始月時点） | 2.0人 |
| 医療保険の利用者割合 | 97.6% |
| 賃金改善する前の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月） | 1,000,000円 |
| ③⑤賃金改善する前の医療保険の利用者割合を乗じた対象職員の基本給等総額 | 975,610円 |
| 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月） | 1,016,667円 |
| ③⑥賃金改善した後の医療保険の利用者割合を乗じた対象職員の基本給等総額 | 991,870円 |
| ③⑦③⑤に対する基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）（③⑥-③⑤） | 16,260円 |
| ③⑧うち、定期昇給相当分 | 2,000円 |
| ③⑨うち、ペア等実施分 | 14,260円 |
| ④⑩ペア等による賃金増率（③⑨÷③⑤） | 1.5% |

| | |
|---------------------------------------|----------|
| VIII. その他の対象職種の基本給等に係る事項 | |
| ④①その他の対象職種の常勤換算数（賃金改善実施期間（②）の開始月時点） | 0.0人 |
| 医療保険の利用者割合 | 97.6% |
| 賃金改善する前の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月） | 0円 |
| ④②賃金改善する前の医療保険の利用者割合を乗じた対象職員の基本給等総額 | 0円 |
| 賃金改善した後の対象職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月） | 0円 |
| ④③賃金改善した後の医療保険の利用者割合を乗じた対象職員の基本給等総額 | 0円 |
| ④④④②に対する基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）（④③-④②） | 0円 |
| ④⑤うち、定期昇給相当分 | 0円 |
| ④⑥うち、ペア等実施分 | 0円 |
| ④⑦ペア等による賃金増率（④⑥÷④②） | #DIV/0!% |

【ベースアップ評価料対象外職種について】

| | |
|--|----------|
| IX. 事務職員の基本給等に係る事項 | |
| ④⑧事務職員の常勤換算数（賃金改善実施期間（②）の開始月時点） | 0.0人 |
| 医療保険の利用者割合 | 97.6% |
| ④⑨賃金改善する前の職員の給与総額（賃金改善実施期間（②）の開始月） | 0円 |
| うち、賃金改善する前の職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月） | 0円 |
| ④⑩うち、賃金改善する前の医療保険の利用者割合を乗じた対象職員の基本給等総額 | 0円 |
| ⑤①賃金改善した後の職員の給与総額（賃金改善実施期間（②）の開始月） | 0円 |
| うち、賃金改善した後の職員の基本給等総額（賃金改善実施期間（②）の開始月） | 0円 |
| ⑤②うち、賃金改善した後の医療保険の利用者割合を乗じた職員の基本給等総額 | 0円 |
| ⑤③給与総額に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）（-④⑨⑤） | 0円 |
| ⑤④基本給等に係る賃金改善の見込み額（1ヶ月分）（-⑤③②） | 0円 |
| ⑤⑤うち、定期昇給相当分 | 0円 |
| ⑤⑥うち、ペア等実施分 | 0円 |
| ペア等による賃金増率（⑤⑥⑤⑩） | #DIV/0!% |

| | |
|--|--------------------------------------|
| X. 賃金上げを行う方法 | |
| ⑤⑦賃上げの担保方法 <input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他の方法：具体的に（ <input type="text"/> ） | 賃金引き上げに係る担保方法について、該当するものにチェック・記載します。 |
| ⑤⑧賃金改善に関する規定内容（できる限り具体的に記入すること。） <input type="text"/> | |

本計画書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

日付、開設者名を入力します。

令和 年 月 日 開設者名： ●●訪問看護ステーション

【記載上の注意】

1 「①賃金引上げの実施方法」は、該当する賃金引上げの実施方法について選択すること。
なお、令和7年度に新規届出を行う場合については、「令和6年度又は令和7年度において、一律の引上げを行う。」を選択すること。

2 「④賃金改善実施期間」は、原則1月1日（年度の途中でも当該評価料の新規届出を行う場合、当該評価料を算定

賃金改善計画書の入力は終わりです。

賃金改善計画書の入力が完了したら、このExcelファイルを地方厚生（支）局都道府県事務所の専用メールアドレスへ提出します。提出の際、Excelのファイル名にステーションコード・ステーション名を記載してください。

例) 「9999999●●ステーション_ベースアップ評価料届出.xlsx」

業者負担分等を含む)等の増加分に充て、下記の「⑨うち、ベースアップ評価料による算定金額の見込み」と同額となること。